

令和元年 クオリティライフ 12月号 いちかわ

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

今回は...

- ★ ネット通販の詐欺的サイトに注意
- ★ 食べ物による窒息に気をつけて
- ★ 「自己負担なし」で住宅修理をすすめる
トラブルに注意
- ★ 二十歳に成りた立ての若者のトラブル



弁護士による無料の多重債務相談を
行っています。(要予約)

☆ 消費生活センター
問合せ 047(320)0666

ネット通販の詐欺的サイトに注意

インターネットによる通信販売で、商品を発送せずお金をだまし取ったり、偽物や粗悪品が届いたという相談が増えています。

(事例1) 通常4万円ほどのブランドのセーターをネットで探していたら、約3割引きで売っているサイトを見つけた。振込先口座は個人名義だったが、あまり気にせずに代金を振込んだ。しかし、商品が届かず、電話番号は使われておらず、住所も存在しないとわかった。

(事例2) 人気ブランドのブーツをネットで探していたら、半額以下で販売しているサイトを見つけ、クレジットカードで決済した。海外から商品が届き、箱を開けたら明らかに偽物だった。



悪質な通販サイトを見分けるポイント

- ① 実在する通販サイトにそっくりの偽物サイトによるトラブルもあります。サイトの文章や連絡メールに不自然な日本語はないか、正確な運営者情報(運営者氏名・住所・電話番号)の記載があるか確認しましょう。
- ② 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている場合や、他サイト等では売り切れなのに取り扱いがある場合には、模倣品でないかを慎重に判断しましょう。
- ③ 支払方法が銀行振込のみでクレジットカードが利用できない場合や、振込先が個人名義の口座の場合は十分に注意しましょう。

(参考:くらしの豆知識2019、国民生活センターHP)

食べ物による窒息に気をつけて

かむ力や飲み込む力の弱い小さな子どもや高齢者が、食べ物をのどに詰まらせて窒息し、死亡するなどの事故が起きています。

子どもでは「菓子・果実・パン類」、高齢者では「おかゆ・餅・ご飯」などによる窒息事故が多くみられます。



(事例1) 保育園で2cm 大のあめ玉を食べた後に呼吸困難となり、背中をたたくなどしたがあめ玉は出てこず、救急搬送した。(4歳)

(事例2) 自宅で夕食に雑煮を食べていた。2.5cm 大の餅を2つ食べたところで、のどに詰まらせた。到着した救急隊員が餅を除去し、救急蘇生をしながら医療機関へ搬送したが、死亡した。(91歳)

食品による窒息事故を防ぐためのポイント

子ども

- ・食品を小さく切り、食べやすい大きさにしておきましょう。
- ・一口の量は子どもの口に合った無理なく食べられる量にし、飴やタブレットなどのどにつまりやすい食品を食べさせる場合は大きさに注意しましょう。
- ・食事の際は、お茶や水などを飲んで喉を湿らせましょう。
- ・誤って気管支に入りやすいピーナッツなどの硬い豆・ナッツ類は、3歳ごろまでは食べさせないようにしましょう。
- ・年長の子どものが、乳幼児にとって危険な食品を与えないよう注意しましょう。
- ・遊びながら、歩きながら、寝転んだまま食品を食べさせないようにしましょう。



高齢者

- ・お正月（年始）は特に餅による窒息事故が多くなります。高齢になると、そしゃく力や飲み込む力が低下し、食べたものがスムーズに飲み込みにくくなるため、一層の注意が必要です。
- ・餅を食べる際は、小さく切って、食べやすい大きさにしましょう。
- ・餅を食べる前に、先にお茶や汁物を飲んで喉を湿らせておきましょう。
- ・急いで飲み込まずに、ゆっくりとよくかんで、だ液とよく混ぜ合わせて食べることが大切です。
- ・家族や周囲の方も、食事の様子から目を離さないようにしましょう。

(参考:くらしの豆知識2020、消費者庁HP、消費者庁HPイラスト集)

「自己負担なし」で住宅修理をすすめるトラブルに注意

最近の自然災害にかこつけて、「保険金をつかえば、自己負担なしで住宅の修理ができます」と勧誘され、トラブルになるケースがあります。

業者から「台風で壊れた屋根の修理が保険金を使えば自己負担なしでできます、当社が申請を代行します」と勧誘があった。信用できるのか。

「経年劣化で壊れた箇所まで一緒に台風が原因という理由で保険金を請求しましょう」と勧誘された。嘘の理由で保険金を請求することになると思い、断ったら嫌がらせをされた。

突然電話で「保険金で瓦や雨どいの修理ができます」と勧誘され申し込みをしたが、やはり他の業者に頼もうと解約を伝えたら、解約料が40パーセントといわれた。

損害保険の申請代行をされると言われ頼み、保険金を全額払った。保険申請代行業者指定の工事業者が修理すると言ったが、まったく修理がされない。保険申請代行業者が工事業者に言っても対応されない。

★大雨、台風などの自然災害により、住宅の補修が必要になった場合どのように対処したらよいのでしょうか。トラブルを避けるために以下の点に注意しましょう。

- 申請代行業者の説明をうのみにせず、必要のない勧誘はきっぱりと断わりましょう。
- 契約している保険の内容を自分の目で確認したうえで、事実に基づいて保険金を請求しましょう。わからなければ保険会社等に相談しましょう。
- 複数の修理業者から見積もりを取り、慎重に判断しましょう。
- 修理の着工前に代金を全額前払いすることは避けましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、クーリング・オフできます。
- 少しでも不安や疑問を感じた場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

〈参考:国民生活センターHP、日本損害保険協会HP〉



二十歳に成り立ての若者のトラブル

未成年者が行った親権者の同意がない契約は原則取消することができますが(※)、成人になると未成年者のような保護はありません。さらに、社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者による消費者トラブルも発生しています。

※ 法定代理人の同意を得た契約や、自由財産の処分など、未成年者が行った契約であっても取り消すことができない場合があります。(民法第5条第1項、第2項、第3項)

(事例1) もうかる話があると友人に言われ、A氏を紹介された。「仮想通貨(暗号資産)でもうけることができる。そのために100万円が必要だが、1人勧誘すれば40万円入る。3人誘えば元が取れる」と勧められた。

(事例2) SNSで知り合った女性に連れていかれた事務所で自己啓発セミナーの契約を勧められた。借金して会費を払うよう言われ、女性同行のもと銀行でローン専用のカードを作らされたが、さらに別の銀行でもカードを作らされそうになった。

トラブルに遭わないためのアドバイス

- ① いったん結んだ契約は「やっぱりやめたい」と思っても容易にやめることはできません。後々後悔しないためにも、契約する前によく考えましょう。
- ② 簡単に大金を稼げるということはありません。業者の甘い言葉をうのみにせず、いったん冷静になって考えましょう。
- ③ 「今日なら安くなる」、「とりあえずサインだけして」などとその場で契約を迫る業者がいます。業者にせかされるまま高額な契約をすることは非常に危険です。不必要な契約はきっぱり断わりましょう。
- ④ 消費者金融での借金を勧めてくる業者には注意しましょう。クレジット契約を利用する際には、安易に高額な契約をしないようにしましょう。
- ⑤ 契約によっては取り消しや解約ができる場合があります。自分で抱え込まず、早めに消費生活センターに相談しましょう。

(参考:国民生活センターHP、政府広報オンライン)



消費生活相談窓口

市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・ワズ・イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日(窓口及び電話相談)

※第2・第4土曜日(祝日除く)は電話相談のみ受付

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日(第2・第4土曜日を除く)

日曜日・祝日・年末年始

行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2・第4火曜日(窓口及び電話相談)

午前10時～正午

午後1時～午後4時

相談電話 **047-359-1121**

※ 第2・第4火曜日以外は

消費生活センターへご相談ください

上記相談日時以外の相談(年末年始を除く)

消費者ホットライン 電話: **188(局番なし)** をご利用ください。

相談時間 午前10時～午後4時